

精神障害者保健福祉手帳の更新申請をされる方へ

精神障害者保健福祉手帳の更新申請される方は、平成30年10月1日から、次のとおり取扱いが変わりますので、御注意をお願いします。

1 手帳の更新申請の際の写真の提出について

(変更前) 更新申請の際に、写真の提出が必要でした。

(変更後) 更新申請の際に、写真の提出は必要ありません。ただし、診断書等による判定の結果、等級が変更された場合は、新しい手帳を発行するため後日写真の提出をお願いしますこととなります。

2 手帳の更新時の手帳の発行について

(変更前) 更新された方全員に新しい手帳を発行していました。

(変更後) 診断書等による判定の結果、等級が変わらない方には新しい手帳は発行しません。そのかわり、お手持ちの手帳を市町村窓口を持って行ってもらって、市町村窓口でその手帳に新しい有効期限を記入してもらいます。

(有効期限を書く欄がなくなった場合などは、新しい手帳を発行します。)

3 更新申請の際の氏名や住所の変更届出書の提出の徹底について

(変更前) 更新申請の前に、氏名や住所の変更がなされていても、更新申請の際に、必ずしも記載事項の変更届出書の提出を徹底していませんでした。

(変更後) 更新申請の前に、氏名や住所の変更がなされている場合は、更新申請書とともに、必ず市町村に変更届出書を提出していただきます。